

診療報酬  
改定  
2026

# 歯科

## レセプト記載要領

6月1日からの点数改定に伴うレセプト記載要領について、3月27日付で出された主な変更点等を案内する。内容の詳細やご不明な点などは、歯科保険診療対策部までお問合せいただきたい(☎045-313-2111)。

※全文(一覧表)は保険医協会ホームページ「いい医療ドットコム」の「会員ページ」(https://www.hoken-i.co.jp/members/)に掲載しております。ユーザー名・パスワードをご存じない方は事務局まで。

### レセプトの記載要領(主な新設・変更点のみ)

#### 基本診療料

- ① 電子的歯科診療情報連携体制整備加算(歯DX)又は在宅医療DX情報活用加算(在DX)  
→ 全体の「その他」欄: 点数を記載

#### 医学管理

- ① 新製有床義歯管理料(義管)  
→ 「管理・リハ」欄: 「義管」の項の左欄に局部義歯、右欄に総義歯の点数及び回数を記載
- ② 口腔機能実地指導料(口指導)  
→ 「管理・リハ」欄: 「口指導」の項に点数を記載
- ③ 歯周病患者画像活用指導料(1 口腔内画像)(口画像)  
→ 「管理・リハ」欄: 「P画像」の項の左欄に点数及び回数を記載
- ④ 歯周病患者画像活用指導料(2 顕微鏡画像)(顕画像)  
→ 「管理・リハ」欄: 「その他」欄に点数を記載
- ⑤ 小児口腔機能管理料(小機能)・口腔機能管理料(口機能)  
→ 「管理・リハ」欄: 「機能」欄に点数を記載  
※口腔管理体制強化加算については「その他」欄に加算点数を記載
- ⑥ 歯科口腔リハビリテーション料1(3 小児保険装置の場合)  
→ 「管理・リハ」欄: 「その他」欄に点数及び回数を記載

#### 処置関係

- ① 単純処置(単処)  
→ 「処置・手術」欄: 「単純」の項に点数及び回数を記載
- ② 歯周病継続支援治療(SPT)  
→ 「処置・手術」欄: 「SPT」の項に点数(加算を含む)を記載
- ③ 【SPTへの加算点数】口腔管理体制強化加算(口管強)・重症化予防連携強化加算(重防)  
→ 「SPT」の項中の「+」欄にそれぞれ左から口管強、重防の順に当該加算を記載

#### 歯冠修復及び欠損補綴関係

- ① 暫間歯冠補綴装置(TeC)  
→ 「歯冠修復及び欠損補綴」欄: 「TeC」の項に点数及び回数を記載
- ② 永久歯代行の乳歯に対するCAD/CAM冠(歯CAD)  
→ 「歯冠修復及び欠損補綴」欄: 後継永久歯に準じて「CAD冠」のCAD/CAM冠材料(I)「(I)」, CAD/CAM冠材料(II)「(II)」, またはCAD/CAM冠材料(IV)「(IV)」の項に点数及び回数を記載
- ③ 永久歯代行の乳歯に対するCAD/CAMインレー(CADIn)  
→ 「歯冠修復及び欠損補綴」欄: 「CADIn」の項のCAD/CAM冠材料(I)「(I)」またはCAD/CAM冠材料(II)「(II)」の項に点数及び回数を記載
- ④ チタンブリッジ(TiBr)  
→ 「歯冠修復及び欠損補綴」欄: 「TiBr」の項に点数及び回数を記載  
レジン前装を行った場合は「TiBr」項中の「+、×」欄の右欄に加算点数及び回数も記載
- ⑤ 大連結子(バー)  
→ 「歯冠修復及び欠損補綴」欄: 鋳造バーのうち、鋳造用コバルトクロム合金を用いた製作は「コバ」の項に、それぞれ点数及び回数を記載  
: 大連結子の屈曲バーは、「屈曲」の項のうち、不銹鋼及び特殊鋼による屈曲バーの製作は「不特」の項に、保持装置の使用は「保」の項に、それぞれ点数及び回数を記載

- ⑥ 3次元プリント有床義歯(3DFD)や熱可塑性樹脂有床義歯等、記載がない歯冠修復及び欠損補綴  
→ 「歯冠修復及び欠損補綴」欄: 「その他」欄に名称・部位・点数及び回数を記載
- ⑦ 有床義歯補強加算(芯補強)  
→ 「歯冠修復及び欠損補綴」欄: 「その他」欄に点数及び回数を記載

#### その他

- ① 歯科技工所ベースアップ支援料(歯技ベア)  
→ 全体の「その他」欄: 点数及び回数を記載

# 歯科

## 疑義解釈(その3・4)

今年6月からの点数改定に関して、厚労省より4月20日、4月21日付で「疑義解釈(その3)」、「同(その4)」が出された。以下、主な項目を抜粋・一部太字等で編集の上で紹介する。なお、全容や詳細は協会ホームページ「いい医療ドットコム」等をご参照いただきたい。

#### 【新製有床義歯管理料(義管)】(その3)

質問	回答
1 令和8年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の算定単位が「1装置」に見直されたが、同日に複数の有床義歯を装着した場合であって、1装置ごとに当該有床義歯の管理に係る情報を文書により提供することが必要となるのか。	複数の義歯に関する取扱方法等、当該有床義歯の管理に係る情報が記載されていれば、1枚の文書により提供しても差し支えない。

#### 【画像診断】(その3)

質問	回答
2 顎関節疾患を診断するために歯科パノラマ断層撮影を1枚撮影した後、開閉口時の顎関節の状態等、歯科パノラマ断層撮影では当該疾患の診断が困難であったことから、同日に顎関節に対して選択的なパノラマ断層撮影ができる特殊装置により、咬頭嵌合位、最大開口位、安静位等の異なった下顎位で一連の分割撮影を行った場合、2枚目の診断料と撮影料はどのように算定すればよいか。	診断料と撮影料は所定点数により算定する。
3 電子画像管理加算について、「同一の部位」、「同時」の取扱いを踏まえて、「同一の部位」又は「同時」に該当しない場合は、それぞれ算定してよいか。	算定可能。

#### 【暫間歯冠補綴装置(TeC)】(その3)

質問	回答
4 ①同一欠損部位に対する当該項目の再度の算定について、歯周治療用装置の再製作を除き、歯科用暫間被覆冠成形品を算定後に、リテーナーを算定する場合に限り、算定可能か。 ②歯科用暫間被覆冠成形品の使用時に、固定源である欠損部の両隣に歯に動揺が生じており連結固定が必要な場合は、固定源の歯について、暫間固定の算定は可能か。	①そのとおり ②算定可能

#### 【歯周病継続支援治療(SPT)】(その3)

質問	回答
5 歯周病継続支援治療の留意事項通知について、「2回目以降の歯周病検査の結果、次のいずれかに該当する状態をいう」とあるが、当該歯周病検査とは、「D002」に掲げるいずれかの歯周病検査(歯周基本検査・歯周精密検査・混合歯列期歯周病検査)を行えばよいのか。	そのとおり。患者の年齢や歯周組織の状況等に応じて「D002」に掲げる歯周病検査(歯周基本検査・歯周精密検査・混合歯列期歯周病検査)のいずれかの検査を実施すること。なお、乳歯が含まれる歯列に対して本検査を算定する場合においても、永久歯の歯数に応じて算定すること。

#### 【有床義歯】(その3)

質問	回答
6 鋳鈎、線鈎、コンビネーション鈎及び大連結子について、歯科用貴金属を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載することとされているが、どのような理由が該当するのか。	例えば、鈎歯の状態により、科用貴金属でなければ鈎の破折が起こり得る等の歯科医学的などの理由が該当する。

#### 【歯科技工所ベースアップ支援料】(その4)

質問	回答
7 「歯科技工所ベースアップ支援料」の留意事項通知(3)において、「本区分はM005に掲げる装着又はN008に掲げる装着の算定日に算定する」とされているが、患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合又は患者が死亡した場合であって、補綴物等の製作等がすでに行われているにもかかわらず、装着できない場合は、当該支援料は算定できるのか。	未来院請求時に算定して差し支えない。
8 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準において、「当該支援料を全て歯科技工所への委託費の増額に充てること」とあるが、製作技工に要する費用の中に当該支援料を含めて、製作技工に要する費用としてまとめて支払いを行ってよいか。	まとめて支払うことで差し支えない。ただし、当該支援料が含まれることが分かる請求書等を、算定に係る書類として保存すること。
9 歯科診療所から歯科技工所に対する、当該支援料による委託費の増額に伴う消費税の増額分について、当該支援料を充当することとして差し支えないか。	差し支えない。